

考えよう「空き家の適正管理」

～空き家の撤去や跡地整備に関する補助制度のご案内～

安全で安心な居住環境を確保するため、倒壊や建築部材の飛散等のおそれのある老朽危険空き家に対して、除却（解体）の工事にかかる費用の一部を補助します。

また、空き家撤去後の跡地において、地元の自治会が行う土地の整備やまちなか広場の整備にかかる費用の一部を補助します。

こうならないために、
準備を進めましょう！



◆老朽危険空き家除却費補助◆

1. 補助対象となる老朽危険空き家とは

- ◇ 町の助言及び指導に従って、除却の措置を講じようとするもの
- ◇ 法人その他の団体が所有するものでないこと
- ◇ 太子町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第4条第2項に規定する空き家等不良度測定基準により測定した合計点数が、150点以上であること
- ◇ 空き家再生等推進事業(国庫補助事業)を活用するものであること
- ◇ 町が良好な住環境保全の観点から、除却が必要と判断したものであること

※上記のすべてを満たすこと

2. 補助対象者（申請者）

- ◇ 当該老朽危険空き家の除却工事をしようとする者であること
- ◇ 町税を滞納していないこと
- ◇ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ◇ 補助対象者以外に当該老朽危険空き家の所有権その他の権利を有する者がある場合は、当該老朽危険空き家の除却等の措置について、全ての共有者等の同意を得ていること

※上記のすべてを満たすこと

3. 補助対象となる工事の要件

- ◇ 町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者が施工する工事であること
- ◇ この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに完了する工事であること
- ◇ 補助金の交付決定の日後に着手する工事であること
- ◇ 他の補助金等の対象となる工事でないこと
- ◇ 除却により補助対象者以外の者の権利を侵害するおそれがない工事であること

※上記のすべてを満たすこと

4. 補助額

補助対象経費	補助金額
老朽危険空き家の除却工事費の額。ただし、標準除却費のうちの除却工事費の額（※）を限度とする。 「老朽危険空き家の除却工事費」とは、老朽危険空き家の解体、運搬及び処分に要する費用とする。	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、133万2千円を限度とする。

※「標準除却費のうちの除却工事費の額」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領に基づき国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費の額で、この補助金の交付を決定した時点における額とします。

5. 申請にあたっての注意事項

- ◇ すでに完了した工事、着手した工事等は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。
- ◇ 申請者、見積書及び領収書の宛名、補助金振込先の口座名義人はすべて同じであることが必要です。
- ◇ 各申請書等に押印する印鑑は、すべて同じものをご利用ください（シャチハタ不可）。
- ◇ 住宅の解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税などの税金が上がる場合があります。
- ◇ 申請、報告及び請求は、期限を厳守してください。期限を過ぎた場合は補助金が交付されないことがあります。

●補助金申請と手続きの流れ（老朽危険空き家除却費補助）

当該空き家等について、町が実態調査や立入調査等を行い現状を確認し、太子町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第4条第2項に規定する空き家等不良度測定基準により、150点以上の判定を受けている。

上記の調査の結果、町から空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項及び太子町空き家等の適正管理に関する条例第8条による指導又は助言を受け、かつ、町が良好な住環境保全の観点から、除却が必要と判断したものである。

その他、補助を受けるにあたって各種条件を満たしているものである。

老朽危険空き家除却費補助金交付対象認定申請書を提出。

審査の結果、適当と認められれば、老朽危険空き家除却費補助金交付対象認定通知書により通知。

認定を受けた者は、補助対象工事の着手前に、老朽危険空き家除却費補助金交付申請書を提出。

審査の結果、**補助金交付(不交付)決定通知書を受け、除却工事に着手。**

決定を受けた補助申請者は、補助対象工事完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、老朽危険空き家除却費補助事業実績報告書を提出。

審査の結果、補助額を決定し、老朽危険空き家除却費補助金確定通知書により通知。

老朽危険空き家除却費補助金交付請求書を提出。

審査の結果、適当と認められれば、補助金の交付。

◆まちなか広場整備事業費補助◆

※この補助の対象は、自治会が実施する以下の目的に供するための整備事業です。

1. 補助対象となる整備事業とは

- ◇ 災害ゴミの一時集積場、延焼防止の空き地等の防災対策を目的とする使用に供するための整備事業
- ◇ ゲートボール場・児童の遊び場等の、主に高齢者や児童等のための広場の使用に供するための整備事業
- ◇ 上記のほか、地域住民が有効利用できる広場の使用に供するための整備事業

整備事業に係る土地は、整備事業完了後 10 年以上は、上記の目的のために使用しなければなりませんので、ご注意ください。

2. 補助対象となる経費とは

- ◇ 除草、樹木の伐採、運搬処分及び土地を整地する際に要する経費
- ◇ 広場整備の際に、その敷地に設置するフェンス、遊具等の整備に関する費用

3. 補助額

- ◇ 補助対象となる経費に、2 分の 1 を乗じて得た金額 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) 又は、20 万円のうち、いずれか低い金額

4. 申請にあたっての注意事項

- ◇ すでに完了した工事、着手した工事等は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。
- ◇ 申請者、見積書及び領収書の宛名、補助金振込先の口座名義人はすべて同じであることが必要です。
- ◇ 各申請書等に押印する印鑑は、すべて同じものをご利用ください (シャチハタ不可)。
- ◇ 申請、報告及び請求は、期限を厳守してください。期限を過ぎた場合は補助金が交付されないことがあります。

5. 整備後の注意事項

- ◇ 補助金の交付を受けた広場は、自治会が維持管理を行います。
- ◇ 広場の維持管理に要する費用は、自治会が負担するものとします。
- ◇ 補助を受けた自治会は、完了届に記載した工事完了日から 10 年を経過するまでに、整備した土地を補助金交付申請の時と異なる目的で一時使用する場合は、まちなか広場整備事業目的外使用届を提出し、審査を受けなければなりません。また、その審査結果によっては、補助金の返還を求められる場合があります。

●補助金申請と手続きの流れ（まちなか広場整備事業費補助）

まちなか広場整備事業補助金交付申請書を提出。
※補助対象となる案件であるか、事前にまちづくり課と協議しておくこと

審査の結果をまちなか広場整備事業補助金交付（不交付）決定通知書により通知。

上記の通知があった後に、整備工事の着手。

整備事業完了後、まちなか広場整備事業完了届を提出。

審査の結果、補助額を決定し、まちなか広場整備事業補助金確定通知書により通知。

まちなか広場整備事業補助金請求書を提出。

審査の結果、適当と認められれば、補助金の交付。



お問い合わせ先
太子町経済建設部まちづくり課（行政棟3階）
〒671-1592 揖保郡太子町鵜 280-1
☎ 079-277-5992